

高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による高砂市高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による高砂市介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、幅広い視野から検討及び協議をするため、高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議をする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関する必要な事項

(意見の具申)

第3条 委員会は、前条の規定により検討及び協議をした結果、必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、第3号に掲げる者については、少なくとも1人は介護保険の被保険者でなければならない。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 市民代表
- (4) 福祉関係者
- (5) 介護保険事業関係者
- (6) 行政代表

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部介護保険課及び福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年8月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。